

船舶事故等調査報告書

平成23年5月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010長第111号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年11月24日（水） 19時54分ごろ	
発生場所	熊本県上天草市樋合島 <sup>ひあい</sup> 南方の京瀬 大浦港防波堤灯台から真方位067° 2,800m付近 (概位 北緯32° 32.1′ 東経130° 24.0′)	
事故等調査の経過	平成22年12月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 乗組員等に関する情報 死傷者等 損傷	
	モーターボート カシオペアⅡ、5トン未満（長さ8.43m） 不詳、個人所有 船長、二級小型船舶操縦士 なし 船底に亀裂及び擦過傷、推進器トランサムブラケット折損	
事故等の経過	本船は、船長1人が乗り組み、2人を同乗させ、樋合島南方を約13.5ノットの速力で手動操舵により東進中、平成22年11月24日19時54分ごろ、京瀬に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期	
その他の事項	船長は、年10回程度、樋合島南方沖周辺の航行経験があった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、樋合島南方沖を東進中、船長が、GPSプロッターを活用して船位の確認を行っていなかったことから、浅所に向かっていることに気付かず航行し、浅所に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、樋合島南方沖周辺の航行経験が豊富であったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、樋合島南方沖を東進中、船長が船位の確認を行っていなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	